

広報

ななか



2022. 11

No.202

※ まちのようす ※

人口	7,536 人
男性	3,588 人
女性	3,948 人
世帯数	3,751 戸

(令和4年9月末現在)

木頭ゆず

今月の主な内容

- ・ 人事行政の運営等の状況の公表…………… P 2～P 4
- ・ 令和3年度決算状況と令和4年度財政事情の公表…………… P 5～P 8
- ・ マイナンバーカード出張申請…………… P22



マチを好きになるアプリ



- 那賀町ホームページ <http://www.town.tokushima-naka.lg.jp/>
- 那賀町携帯サイト <http://mobile.town.tokushima-naka.lg.jp/>

—— 那賀町ホームページには携帯サイトもあります ——
携帯電話でも那賀町のお知らせや行事・連絡先や道路災害情報など主な情報を見ることができますので、ぜひご利用ください。



令和3年度決算状況と 令和4年度財政事情を 公表します

那賀町財政事情の公表に関する条例第3条の規定に基づき、令和3年度決算の状況及び令和4年度予算にかかる財政事情を報告します。

令和4年11月1日 那賀町長 坂口 博文

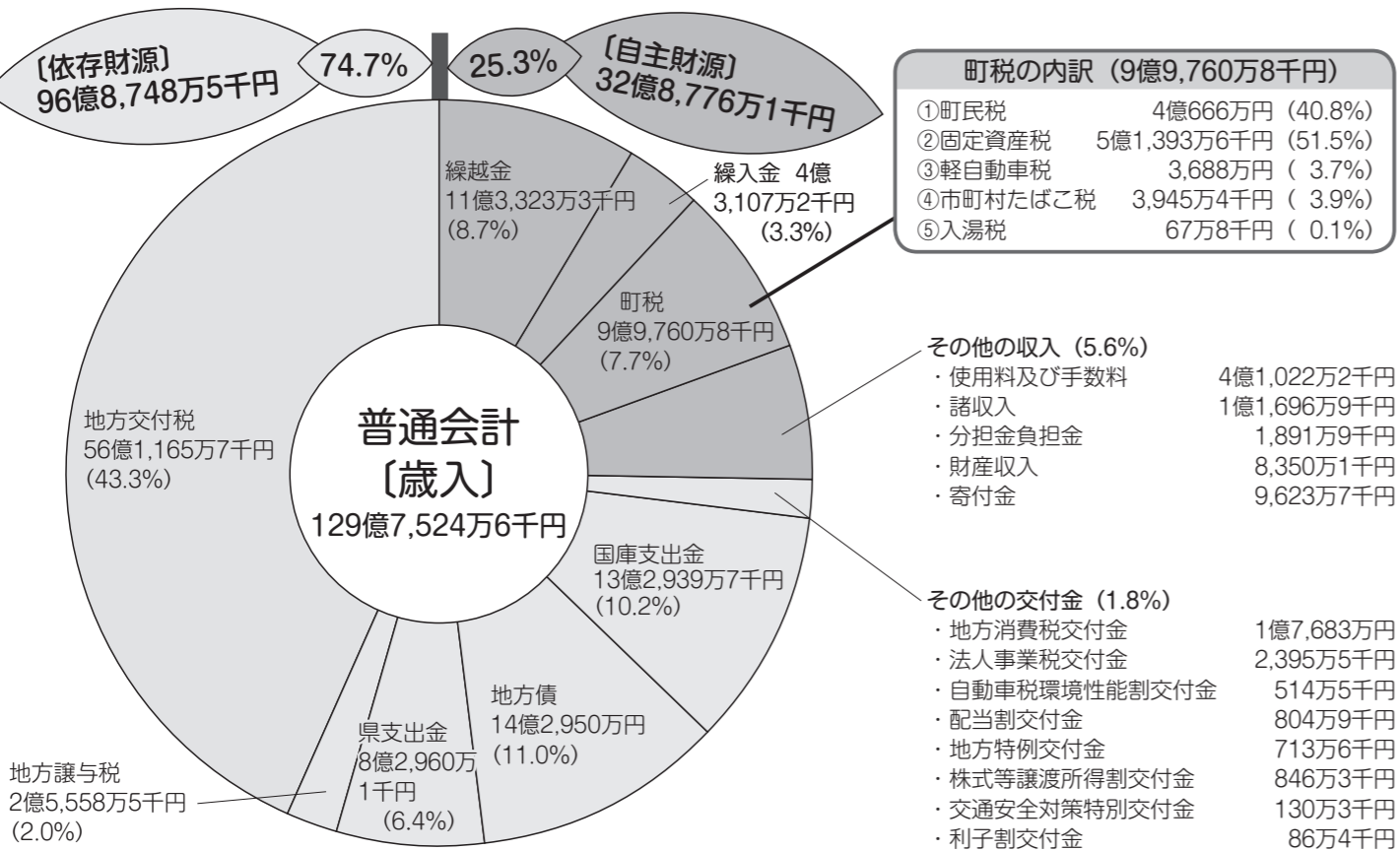
那賀町では、町民の皆さまからの税金や地方交付税、国・県支出金、町債（町の借金）などがどのように使われているか、その財政状況について、条例に基づき毎年5月と11月の2回公表することによりご理解をいただきながら、まちづくりに必要な施策を推進しております。

令和3年度普通会計の決算は、歳入が129億7,524万6千円、歳出が116億839万5千円で差し引き13億6,685万1千円となり、この額が令和4年度への繰越金となります。（明許繰越による一般財源含む）

普通会計の決算状況

歳入 129億7,524万6千円

※ 普通会計＝一般会計＋ケーブルテレビ事業会計



(2) 訓告等の状況

訓告等は、職員等に非違行為に対する責任を自覚させるとともに、服務を厳正に保持するため、職員等に対する指導監督上の措置として行うものです。

(単位：人)

措置事由	訓告	嚴重注意	合計
1 法令に違反した場合	0	0	0
2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0
3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0
合計	0	0	0

6. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況 令和3年度の研修の状況は次のとおりです。

○ 内部研修

研修の内容	受講者数(人)
新規採用職員研修 町行政における業務内容等、事業について(全部署)	11
合計	11

○ 外部研修

研修の種類	受講者数(人)
新規採用職員(前後期)	10
職員Ⅰ	5
職員Ⅱ	0
係長級	5
課長補佐級	7
課長級	2
特別研修	
政策形成研修	1
行政不服審査法実務対応研修	1
住家被害認定調査員研修	4
特定個人情報保護研修	3
簿記入門研修	2
税務職員研修	4
自治体DX推進講座	1
災害マネジメント支援員講座	1
発達が気になる子と保護者支援研修	4
障がい者雇用受入体制支援講座	1
合計	51

(2) 令和3年度勤務成績の評定の状況は次のとおりです。

勤務成績証明者	基準	講ずる措置
その職務について監督する地位にある者	規則で定めた昇給日前一年間全部を良好な成績で勤務したとき(年齢55歳未満)	4号給昇給

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

那賀町では、職員の福利厚生制度として、町内医療機関での健康診断を受けた場合は毎年、人間ドックを受診した場合は3年に1回、受診経費の一部を助成しています。平成28年度からは人間ドックについても毎年の助成を行っています。

令和3年度受診者数

区分	受診者数(人)	備考
人間ドック(脳ドック含む)	176	
健康診断	100	医療機関受診人数

8. 競争試験及び選考の状況

令和3年度実施 職員採用競争試験の受験者及び合格者 (単位：人)

区分	受験者数		合格者数			
	うち男性	うち女性	うち男性	うち女性		
一般事務	53	24	29	19	11	8
一般事務(障がい)	3	2	1	1	1	0
保健師	5	0	5	4	0	4
社会福祉士	2	0	2	2	0	2
看護師	2	0	2	2	0	2
薬剤師	1	1	0	1	1	0
消防職	4	4	0	2	2	0
合計	70	31	39	31	15	16

選考による採用はありません。

9. 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和3年度措置要求はありません。

10. 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和3年度該当はありません。

○特別休暇

特別休暇の種類	期間
1 公民権行使休暇	その都度必要と認める期間
2 官公署出頭休暇	その都度必要と認める期間
3 骨髄提供休暇	その都度必要と認める期間
4 ボランティア休暇	5日以内
5 婚姻休暇	5日以内
6 妊娠中又は出産後の通院休暇	妊娠月数に応じて定めた回数まで、必要と認める期間
7 分べん休暇	その分べん予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内
8 育児休暇	1日2回それぞれ30分以内
9 配偶者出産休暇	2日以内
10 忌引き	続柄に応じて定めた期間内で、必要と認める期間
11 父母、配偶者又は子の祭日休暇	2日以内
12 夏期休暇	5日以内
13 感染症まん延防止休暇	その都度必要と認める期間
14 住居減失・損壊休暇	その都度必要と認める期間
15 非常災害交通遮断休暇	その都度必要と認める期間
16 交通機関の事故等による不可抗力休暇	その都度必要と認める期間
17 生理休暇	その都度必要と認める期間。ただし2日を超えるときは、その超える期間については、傷病休暇による。
18 リフレッシュ休暇	連続する3日以内(勤務年数4年経過以降5年毎に取得することができる)
19 小学校就学前の子の看護休暇	5日以内(子が2人以上の場合は10日以内)
20 短期介護休暇	5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内)

○介護休暇 介護を必要とする者の一の継続する状態ごとに、2週間以上6月の期間内(3回まで分割可能)において必要と認められる期間取得できる。無給休暇。

○育児休業 3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達するまでの期間を限度として職務に従事しないことができる。育児休業期間中は無給。

(3) 休暇等の取得の状況

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの年次有給休暇の取得日数	一般の事務職平均10.2日
令和3年度介護休暇の取得者数	0人
令和3年度育児休業の取得者数	11人

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務の能率を維持し適正に運営するため、一定の事由がある場合に、職員の意に反して身分上の不利益処分を行うものです。令和3年度分限処分は次のとおりです。(単位：人)

処分の事由	免職	休職	降任	降給	合計
1 勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
2 心身の故障のため	0	1	0	0	1
3 職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
合計	0	1	0	0	1

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員に法令や職務上の義務違反や非行があった場合に、職員に対し道義的責任を問うもので、地方公共団体の規律を守り公務遂行の秩序を維持することを目的としています。(単位：人)

処分の事由	免職	停職	減給	戒告	合計
1 法令に違反した場合・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

5. 服務の状況

(1) 職務専念義務免除

職員は、法律や条例に特別の定がある場合を除いて、勤務時間及び職務上の注意力のすべてを用いて全力をあげて職務に専念しなければなりません。しかし、合理的理由がある場合には、特例として職務専念義務を免除することを認めています。那賀町では、次の場合が職務専念義務の免除に該当します。

1. 研修を受ける場合
2. 人間ドックや健診などの福利厚生に基づく事業に参加する場合

財政指標

経常収支比率
85.0%

支出の中で人件費など定期的に支出される経費の割合。この比率が低いほど財政に弾力性があり、通常80%以内が望ましいとされています。

実質公債費比率
8.9%

起債制限比率に公営企業や一部事務組合等の公債費に対する負担など実質的な公債費相当額を加味した数値で、18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要となります。

財産の状況

町は役場の庁舎や学校などの公共施設や土地、山林などを所有しています。また、この他にも出資金などの形で財産を所有しています。

(単位：㎡)

項目	土地面積	建物延面積
行政財産 (役場の庁舎や学校など)	1,934,073	156,540
普通財産 (町有林や田畑など)	12,625,812	3,346
合計	14,559,885	159,886

項目	令和3年度末
出資による権利 (株きとうむら ほか)	3,013万1千円
債権 (株きとうむら ほか)	7億1,607万円

地方債(借金)の現在高

地方債＝道路や建物の整備など大きな事業を行ったときに町が借り入れた借金の残高です。

内 訳	令和3年度末	令和2年度末
一般会計	136億5,343万9千円	138億5,825万7千円
特別会計 (簡易水道、集落排水、診療所)	13億6,716万1千円	14億21万4千円
企業会計 (工業用水、病院)	3億1,756万6千円	3億7,850万円
合計	153億3,816万6千円	156億3,697万1千円

一時借入金

地方自治体の支払い資金の不足を臨時に賄うために、その年度内に償還する条件で借り入れる借入金のこと。

…なし

特別会計と企業会計の決算報告

令和3年度

特別会計

会計名	歳入	歳出	差引
国民健康保険事業特別会計	9億8,895万7千円	9億8,179万3千円	716万4千円
国民健康保険診療所事業特別会計	8億3,433万4千円	4億976万円	4億2,457万4千円
介護保険事業特別会計	19億8,174万5千円	18億7,662万9千円	1億511万6千円
後期高齢者医療特別会計	1億7,753万3千円	1億7,322万4千円	430万9千円
簡易水道事業特別会計	3億7,706万1千円	2億4,540万円	1億3,166万1千円
集落排水事業特別会計	2億4,773万2千円	2億359万7千円	4,413万5千円
財産区事業特別会計	453万7千円	25万9千円	427万8千円

企業会計

会計名	収 入	支 出	差 引	
工業用水道事業会計	収 益 的	3,136万2千円	2,110万3千円	1,025万9千円
	資 本 的	—	1,839万5千円	△1,839万5千円
上那賀病院事業会計	収 益 的	6億3,385万8千円	5億9,002万9千円	4,382万9千円
	資 本 的	5,458万9千円	5,458万9千円	—

◎ 収益的＝企業の経営活動に係る収支、資本的＝施設の整備等に係る収支

※ 不足分は留保資金で補填

普通会計の決算報告

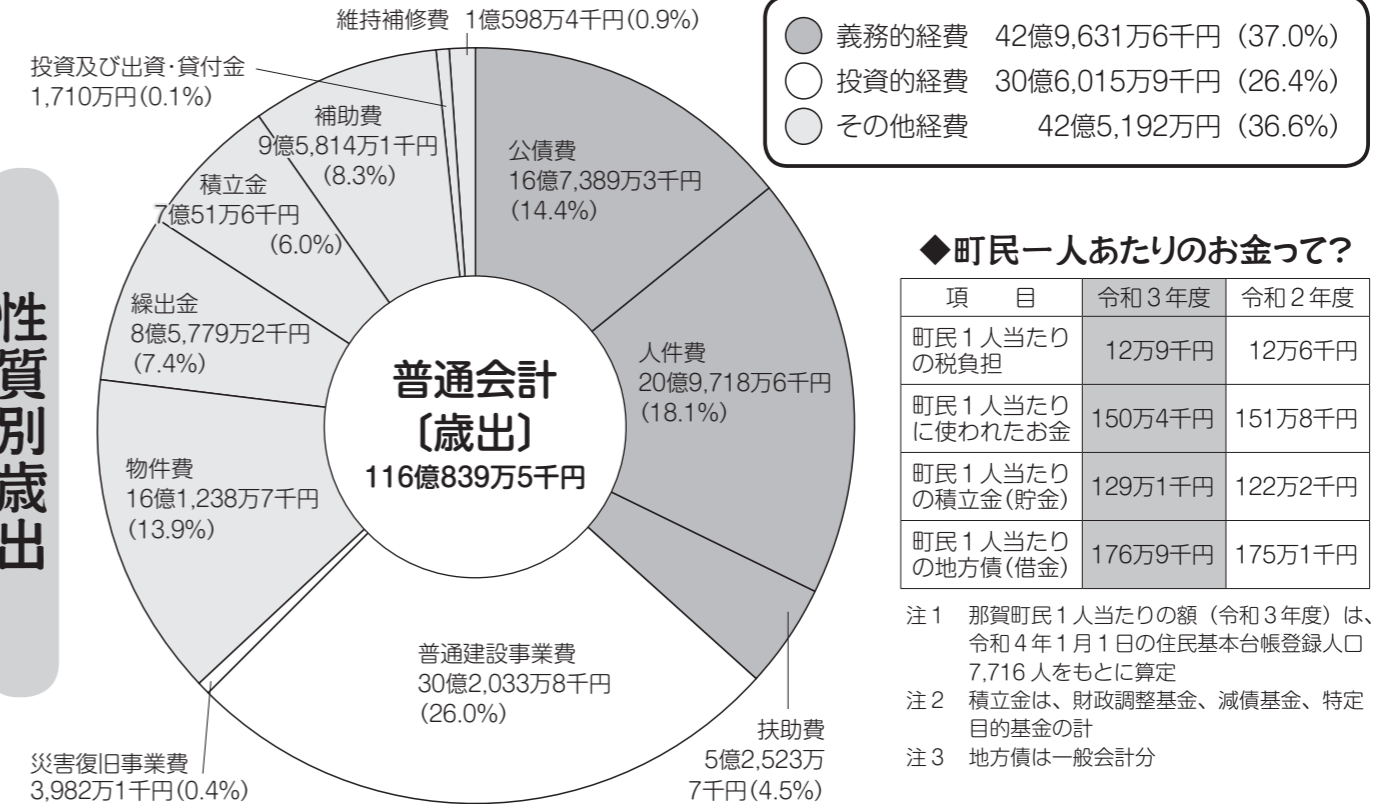
歳出 116億839万5千円

目的別歳出

公債費 14.4% 16億7,389万3千円 (216,938円) 町が施設、道路等整備のために借入れたお金の返済	総務費 25.4% 29億4,405万5千円 (381,552円) 庁舎管理、人件費、ケーブルテレビの運営に要した経費など	農林水産業費 10.9% 12億6,672万1千円 (164,168円) 農林水産業の振興や、林道等の整備に要した経費など	土木費 9.4% 10億8,452万3千円 (140,555円) 道路や町営住宅の整備、維持管理に要した経費など
民生費 14.3% 16億5,953万2千円 (215,077円) 高齢者や障がい者福祉、子ども園の運営に要した経費など	災害復旧費 0.4% 3,982万1千円 (5,161円) 災害の復旧に要した経費	教育費 9.7% 11億3,094万7千円 (146,572円) 小中学校、社会教育に要した経費など	消防費 4.4% 5億1,385万4千円 (66,596円) 消防団活動や消防署に要した経費など
衛生費 8.8% 10億2,591万円 (132,959円) し尿、ごみ処理、医療対策、総合健診等に要した経費など	商工費 1.7% 2億65万2千円 (26,005円) 商工や観光に要した経費など	議会費 0.6% 6,848万7千円 (8,876円) 議員報酬や議会運営の経費など	

注 () は町民一人当たりの額

性質別歳出



基金の状況報告

基金残高 101億9,839万2千円

基金名	令和2年度末現在高	令和3年度積立額	令和3年度取崩額	令和3年度末現在高
財政調整基金	3,706,007	2,321	0	3,708,328
減債基金	2,360,298	57,249	0	2,417,547
特定目的基金	3,605,126	640,946	408,972	3,837,100
定額運用基金	248,689	8,828	22,100	235,417
合計	9,920,120	709,344	431,072	10,198,392

端数処理の都合上、合計が一致しない場合があります。

財政事情のお知らせをします

令和4年度上半期（4月～9月）の予算執行状況をお知らせします。（9月30日現在）

一般会計

歳入			歳出		
款	予算現額	収入済額	款	予算現額	支出済額
町 税	8億6,027万1千円	6億5,557万3千円	議 会 費	7,259万3千円	3,623万4千円
地方譲与税	2億9,615万3千円	2,335万5千円	総 務 費	25億1,970万7千円	8億8,400万2千円
利子割交付金	61万2千円	25万5千円	民 生 費	15億1,231万円	5億8,418万円
配当割交付金	587万円	192万円	衛 生 費	10億7,859万5千円	1億9,695万円
株式等譲渡所得割交付金	771万5千円	-	農 林 水 産 業 費	20億8,004万2千円	5億9,469万5千円
法人事業税交付金	2,397万9千円	864万1千円	商 工 費	8,508万1千円	4,748万7千円
地方消費税交付金	1億7,204万8千円	9,170万8千円	土 木 費	14億2,879万6千円	3億2,234万2千円
環境性能割交付金	610万2千円	260万2千円	消 防 費	6億852万8千円	3億473万円
地方特例交付金	100万円	160万6千円	教 育 費	10億1,101万6千円	4億778万3千円
地方交付税	45億5,000万円	35億2,698万4千円	災 害 復 旧 費	6,050万9千円	1,460万8千円
交通安全対策特別交付金	100万円	-	公 債 費	15億5,442万9千円	7億6,013万7千円
分担金及び負担金	1,656万7千円	240万6千円	予 備 費	2,600万円	-
使用料及び手数料	2億842万1千円	8,318万9千円			
国庫支出金	10億5,306万1千円	5,172万2千円			
県支出金	11億1,976万5千円	4,829万3千円			
財産収入	3,890万4千円	1,729万1千円			
寄付金	1億2千円	2,663万2千円			
繰入金	10億4,376万円	-			
繰越金	9億2,050万2千円	13億4,800万5千円			
諸収入	6,487万4千円	1,695万円			
町 債	15億4,700万円	-			
合 計	120億3,760万6千円	59億713万2千円	合 計	120億3,760万6千円	41億5,314万8千円

※歳入・歳出予算額にはそれぞれ繰越明許費17億4,404万2千円が含まれています。

特別会計

会 計 名	歳 入		歳 出	
	予算現額	収入済額	予算現額	支出済額
国民健康保険事業特別会計	9億5,626万6千円	3億9,590万2千円	9億5,626万6千円	3億9,790万9千円
国民健康保険診療所事業特別会計	4億6,278万9千円	5億1,582万3千円	4億6,278万9千円	1億6,721万3千円
介護保険事業特別会計	19億3,116万1千円	9億2,808万3千円	19億3,116万1千円	7億5,122万2千円
後期高齢者医療特別会計	1億8,424万3千円	5,460万円	1億8,424万3千円	3,473万円
簡易水道事業特別会計	2億4,551万4千円	1億5,845万3千円	2億4,551万4千円	8,171万7千円
集落排水事業特別会計	1億9,665万6千円	6,843万5千円	1億9,665万6千円	5,709万8千円
ケーブルテレビ事業特別会計	4億2,422万3千円	1億21万7千円	4億2,422万3千円	7,368万7千円
財産区事業特別会計	44万6千円	427万8千円	44万6千円	10万円

※歳入・歳出予算額にはそれぞれ国民健康保険診療所事業特別会計は1,155万7千円、集落排水事業特別会計は1,720万円の繰越明許費が含まれています。

企業会計

会 計 名	収 入		支 出		
	予 定 額	収入済額	予 定 額	支出済額	
工業用水道事業会計	収益的	3,136万円	1,568万1千円	3,136万円	1,062万5千円
	資本的	-	-	2,062万1千円	928万2千円
上那賀病院事業会計	収益的	6億1,332万5千円	1億2,444万3千円	6億1,332万5千円	2億4,093万9千円
	資本的	6,029万円	-	6,129万円	2,732万2千円

※各会計とも一時借入金はありません。

令和3年度決算に基づく 健全化判断比率及び 資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「健全化法」）が平成20年4月から施行され、町は4つの指標からなる健全化判断比率と、公営企業ごとの資金不足比率を算定、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、町民の皆様に公表することが義務付けられました。健全化法では、健全化判断比率のうち1指標でも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画等を、また資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を策定し、町財政の早期健全化及び財政の再生、公営企業の経営健全化に向けて取り組みなければなりません。

健全化判断比率等の財政指標の公表は平成19年度決算からで、財政健全化計画等策定の義務付けは平成20年度決算からの適用となります。

那賀町の令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は下記のとおりとなり、いずれの指標も基準を下回っており、実質公債費比率については8.9%（令和2年度8.5%）となっています。実質公債費率の悪化については、H30よりR3の方が公債費比率が高かったことが主な要因となっております。単年度で見れば、前年度（R2）より減少しており、償還金の減少が原因だと思われまます。

地方債の発行額については、昨年度より繰越分も含め1億4千4百万円増加しております。ここ数年において、上下水道施設の更新、那賀町体育館、給食センター等の大型事業による地方債の増加が見込まれます。

今後においては、大型事業が計画されていますが借入と償還のバランスをとりながら地方債残高を少しでも増やさないように実質公債費比率のさらなる改善に努めます。



1. 健全化判断比率

指 標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
那 賀 町	- %	- %	8.9%	- %
早期健全化基準 (早期健全化団体)	14.19%	19.19%	25.0%	350.0%
財政再生基準 (財政再生団体)	20.00%	30.00%	35.0%	

※対象となる比率がない場合は、「-」で表記しています。



2. 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
工業用水道事業会計	- %	20.0%
上那賀病院事業会計	- %	
簡易水道事業会計	- %	
集落排水事業会計	- %	

※対象となる比率がない場合は、「-」で表記しています。

実質赤字比率 …… 一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合

$$\text{実質赤字比率} (\%) = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (0千円)}}{\text{標準財政規模 (6,602,045千円)}}$$

◎標準財政規模 …… 地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入される経常的一般財源の規模

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等 (1,412,322千円)} + \text{普通交付税額 (4,986,123千円)} + \text{臨時財政対策債発行可能額 (203,600千円)}$$

連結実質赤字比率 …… 全会計（財産区事業会計は除く）の実質赤字が標準財政規模に占める割合

$$\text{連結実質赤字比率} (\%) = \frac{\text{連結実質赤字額 (0千円)}}{\text{標準財政規模 (6,602,045千円)}}$$

実質公債費比率 …… 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に占める割合

$$\text{実質公債費比率} (3ヶ年平均) (8.9\%) = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率 …… 一般会計等が将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める割合

$$\text{将来負担比率} (\%) = \frac{\text{将来負担額 (15,736,282千円)} - \text{充当可能財源等 (19,549,138千円)}}{\text{標準財政規模 (6,602,045千円)} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (1,369,751千円)}}$$

資金不足比率 …… 公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合

$$\text{資金不足比率} (\%) = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

3	山上 健造議員	①那賀町の財政について ②那賀町の観光施策について
4	野口 穂議員	①社会福祉活動への参加について ②移住環境充実と那賀町のPRについて ③各学校でのタブレット使用について ④官公庁オークションの活用について
5	前田 貞好議員	①鷺敷図書館の過去5年間の利用者数、経費、新設図書室の今後の方針について ②那賀町の誇り、那賀町平野出身、鮎博士の谷崎麟海（義男）さんの本「博士になった丁稚どん」が鷺敷、木頭図書館に無い理由について ③那賀町の誇り、那賀町横石出身、4つ玉そろばんへ改良した野村庄市先生の偉業を伝えて行く方法をどのように考えているかについて ④木頭の太布製造、番茶製造技術、吹筒花火、農村舞台の人形、鷺敷の「小仁宇城跡」など今後の保存・伝承の方針について ⑤国内唯一とも言える相生森林美術館の設置目的、年間利用者数などについて
6	山崎 篤史議員	①人口問題調査特別委員会提言文の内容について ②坂口町長の任期4期目、次の世代へ向けて
7	柏木 岳議員	①平谷地区の生き残りへ、そして木沢も。ここからの行政の腕の見せ所について ②創生総合戦略の人口指標の分析について ③学校でのいじめの最終責任者は誰かということについて ④こども園は『子育ては家庭で』が大前提の発想から、どこまで脱却できたのかについて ⑤公立中学校の運動部指導をチャンスと捉えることについて
8	新居 敏弘議員	①大規模地震への対策について ②在宅高齢者日常生活用具給付事業について ③新型コロナウイルス感染症の影響による各種保険料・税の減免、また、国保における傷病手当について

◆ 9月定例会議 議案及び議決結果一覧表 ◆

提出された議案は、次のとおり議決されました。

議案番号	議案名	議員	議決結果
議案第66号	那賀町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 人事院規則の一部改正による育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大等について、令和4年10月1日より適用されるようにするもの	全会一致	原案可決
議案第67号	那賀町社会体育施設条例の一部改正について 那賀町総合体育館整備に伴い解体された「鷺敷体育館」及び「鷺敷グラウンド」を削除するもの	全会一致	原案可決
議案第68号	那賀町使用料条例の一部改正について 那賀町使用料条例から「鷺敷体育館」「鷺敷グラウンド」を削除するもの	全会一致	原案可決
議案第69号	那賀町奨学貸付基金条例の一部改正について 平成28年に制定された那賀町もってこい奨学金条例に合わせたものとする一部変更	全会一致	原案可決
議案第70号	那賀町観光施設条例の一部改正について 高野瀬峡平の里売店について廃止されていた為に削除、成瀬地区公衆トイレについては追加をするもの	全会一致	原案可決
議案第71号	令和4年度那賀町一般会計補正予算（第4号）について ◎ 242,383千円追加し、総額10,293,564千円とする。	全会一致	原案可決

議会からのお知らせ



9月定例会議並びに会議の開催状況について

下記の日程で会議が開催されました。

日付	会議名	内容
9月7日	本 会 議	開議
		会議録署名議員の指名
		委員会付託議案等の説明・質疑
		先議議案等の説明・質疑・討論・採決 議会改革特別委員会中間報告について
9月8日	本 会 議	一般質問
9月12日	産業厚生常任委員会	付託議案審査並びに所管事項調査
9月13日	総務文教常任委員会	付託議案審査並びに所管事項調査
9月14日	決算認定審査特別委員会	監査報告
		11会計の決算に対する審査
9月22日	議会改革調査特別委員会	オンライン会議を推進する取組みについて
		その他
		理事者側からの報告事項について
		議員発議予定案件について
		委員会発議案件について
		議会改革特別委員会報告事項について
		女性議会及び高校生議会について
議員間自由討議について		
9月27日	本 会 議	その他
		委員長報告
		委員長報告に対する質疑・討論・採決
		議会改革特別委員会中間報告について
		散会

令和4年 9月定例会議一般質問通告一覧表

9月8日の一般質問における質問者と質問内容は、次のとおりです。

質問順	質問者	質問内容
1	田村 信幸議員	①デジタル教科書導入及び指導に向けての各校の取組状況と課題について ②那賀町における「災害時に命を守るためのトイレ対策」は十分かどうかについて ③「川口ダム湖畔活性化構想」の現況と今後の町観光振興計画について
2	古野 司議員	①ハザードマップの戸別配布について ②本町への県内外からの移住者数について

衛生センターからのお知らせです

令和4年12月の 汚泥発酵肥料引渡について



【お問い合わせ先】

那賀町衛生センター
TEL 0884 - 66 - 0710
IP電話 050 - 8805 - 8500

汚泥発酵肥料の当選者への引渡についてのお知らせです

年間10袋以内の希望者への引き渡しは6月と12月に各5袋ずつを引き渡しすることとなっておりますのでお知らせいたします。令和3年から令和5年の申し込み当選者への引き渡しになりますので、新規受付及び毎月引き渡しの方へのお引き渡しはいたしませんので、ご了承ください。

引渡時間：平日8時30分から12時、13時から16時30分までとなっております。

また、土日祝祭日はお引き渡しできません。 ※時間確認をしてからお越しください。



相続に関する 講演会&相談会



日時：令和4年11月15日(火)

講演会：①午前9時から ②午後1時から
相談会：午前10時から午後4時20分まで
場所：徳島地方方法務局6階・3階、阿南支局・美馬支局
申込先：徳島地方方法務局総務課（事前予約制）※定員到達次第終了
連絡先：TEL 088 - 622 - 4171
※申込みは、令和4年10月17日(月)～

※講師※
各50分
公証人
司法書士
法務局職員

※相談員※
1枠30分
公証人
司法書士
土地家屋調査士

主催：徳島地方方法務局
共催：徳島公証人会 徳島県司法書士会
徳島県土地家屋調査士会

徳島地方方法務局

検索



A☆Tスマイル

準優勝

ジュニアバレーボール大会 コスモスカップ

9月10日、那賀川スポーツセンターで開催されたジュニアバレーボール大会「コスモスカップ」において、A☆Tスマイルが準優勝しました。試合結果については、次のとおりです。

A☆T	1回戦	2	[21-12 21-9]	0 対	渋野フレンドリー
	2回戦	2	[21-12 21-16]	0 対	千松VC
	決勝戦	0	[15-21 10-21]	2 対	中央杉の子



準優勝 A☆Tスマイル

議案第72号	令和4年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について ◎ 1,000千円追加し、総額956,266千円とする。	全会一致	原案可決
議案第73号	令和4年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）について ◎ 1,875千円追加し、総額451,232千円とする。	全会一致	原案可決
議案第74号	令和4年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について ◎ 4,229千円追加し、総額245,514千円とする。	全会一致	原案可決
議案第75号	令和4年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について ◎ 35,400千円追加し、総額179,456千円とする。	全会一致	原案可決
議案第76号	令和4年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について ◎ 53,994千円追加し、総額424,223千円とする。	全会一致	原案可決
議案第77号	那賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について 令和2年3月に策定された「第2期那賀町まち・ひと・しごと創生総合戦略」にスポーツ交流事業に関する事業、那賀町ふる里留学制度に関する施策を追加する内容の一部変更	全会一致	原案可決
議案第78号	工事請負契約の締結について (令和4・5年度学校施設環境改善交付金事業 那賀町総合体育館新築工事)	全会一致	原案可決
議案第79号	那賀町山のおもちゃ美術館の指定管理者の指定について	全会一致	原案可決
認定第2号	令和3年度那賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第3号	令和3年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第4号	令和3年度那賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第5号	令和3年度那賀町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第6号	令和3年度那賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第7号	令和3年度那賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第8号	令和3年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第9号	令和3年度那賀町財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第10号	令和3年度那賀町立上那賀病院事業会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
認定第11号	令和3年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	全会一致	認定
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	全会一致	適任
発委第2号	那賀町議会の会期等に関する条例の一部改正について	全会一致	原案可決
報告第32号	令和3年度株式会社二十一わじきの経営状況について		
報告第33号	令和3年度株式会社きとうむらの経営状況について		
報告第34号	令和3年度健全化判断比率について		
報告第35号	令和3年度資金不足比率について		

◎各議員の賛否（賛否の分かれた議案） 賛成…○ 反対…×

議案番号	議案名	結果	高木	前田	野口	静	田村	山崎	山上	柏木	古野	田中	吉田	連記	新居	久川
認定第1号	令和3年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議長	×	○

11月～12月は県税・市町村税の「県下一斉徴収強化月間」です

徳島県と県内全市町村は、税の公平性を確保し、納税者の信頼を守るため、連携して県下一斉に徴収を強化します。

地方税は、地域の皆さまの暮らしを支える大変重要な財源であり、他の納税者との公平性からも、税金の滞納はあってはならないことです。

納付できない特別の事情がある方※は、税務保険課窓口へ必ずご相談ください。

※特別な事情もなく税金を滞納されている方に対しては、法律に基づき、土地・家屋、自動車、給与、預貯金、生命保険等を差押えする滞納処分（強制徴収）が行われることがあります。

お問い合わせ先 那賀町役場税務保険課 TEL 0884 - 62 - 1182



すまね 14-143号

納付できない特別の事情がある方は必ずご相談ください。

阿南税務署からのお知らせ

「税を考える週間」について 令和4年11月11日(金)～17日(木)



国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

阿南税務署管内の小学生・中学生及び高校生の税に関する優秀作品の展示

内容 税に関する作文、ポスター及び絵はがき
期間 令和4年11月11日(金)～令和4年11月17日(木)
場所 フジグラン阿南（阿南市領家町）
那賀町役場本庁（鶯敷地区）



◀税を考える週間特設ページはこちら！
<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/week/index.htm>

「赤十字要支援者用段ボールベッド」引渡式

令和4年9月30日(金)に那賀町交流センターにおいて、赤十字奉仕団関係者を招き段ボールベッド引渡式を開催いたしました。

災害時に特に支援が必要な「要配慮者」と「乳児」に特化したこの段ボールベッドは、これまでの救護活動や介助・支援をしている現場の声を反映した日本赤十字社徳島県支部のオリジナル製品で、皆様からご協力をいただいた赤十字活動支援費により制作されています。

災害時はもちろんのことですが、いざという時に迅速に使用できるよう訓練でも活用していきたいと思っております。



こくねん情報です

那賀町役場住民課国民年金担当 TEL 0884-62-1194
徳島南年金事務所国民年金課 TEL 088-652-3114



社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び地方税法上、社会保険料としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和4年中（令和4年1月1日から令和4年12月31日）に収められた保険料の全額です。（令和4年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります。）

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	発送時期	対象者
①	令和4年10月下旬から11月下旬にかけて順次発送	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和5年2月上旬	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 〔①の対象者は除きます。〕



なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等については、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）に記載される予定（令和4年10月上旬予定）ですので、ぜひご利用ください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご相談については、次のダイヤルでもお受けしています。

問い合わせ先の名称

『ねんきん加入者ダイヤル』 電話番号（ナビダイヤル）0570-003-004

050から始まる電話の場合は、（東京）03-6630-2525

受付時間

・月～金曜日 午前8:30～午後7:00
・第2土曜日 午前9:30～午後4:00
・休日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう！

12月の人権相談

相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽に人権擁護委員にご相談ください。

相談日 12月2日(金)
10:00～12:00

相談場所 地域交流センター・相生老人福祉センター・
上那賀合同出張所・木沢支所・木頭文化会館

相談を希望される方は前日までに住民課（TEL 0884-62-1194）までご連絡ください。



ひまわりは人権の花です。

Coming of age ceremony

令和5年 那賀町成人式



開催日 令和5年1月2日(月)



対象者 平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方

時間	12:00～ 受付開始 13:00～ 成人式 式典
場所	相生体育館 ☆新成人の方は12:40までに受付を済ませて下さい。

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施した上での開催とさせていただきます。
 〈今後の感染拡大の状況によっては式典の中止や、内容の変更を行う場合があります。〉

【那賀町成人式の名称について】

成年年齢の引き下げに伴い式典の名称を変更する予定とお伝えしておりましたが、今までの名称が広く認知されていることなどから、例年通り「那賀町成人式」とすることとなりました。

【問い合わせ】 那賀町教育委員会 TEL 0884-62-1106

自衛隊職業説明会

お問い合わせ先 阿南地域事務所 TEL 0884-22-6981

日時 平日9時～17時
 土・日9時～15時(※要事前予約)

場所 阿南市富岡町内町164-1
 内町会館1階

対象者 17歳以上33歳未満の方または、その保護者
 (対象者以外でも興味のある方大歓迎)



【対象】 各種資格を取りたい方 / 家族や知人に勧めたい方
 陸・海・空自衛隊の装備品に興味のある方 / 災害派遣や国際貢献に興味のある方
 資金を貯めて進学や起業を考えている方など

参加者には自衛隊オリジナルグッズをプレゼント!

事業者の
 皆様へ

消費税インボイス制度 説明会について

【事前予約制】

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まります。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、是非ご参加ください。



インボイス制度説明会(全事業者対象:登録申請相談会あり)

インボイス制度の概要を説明後、登録申請を希望される方の申請手をサポートします。詳しくは、お申込みの際に税務職員にお問い合わせください。

インボイス制度説明会(免税事業者対象:消費税の仕組みから知りたい方向け)

インボイス制度の概要に加えて、消費税の基本的な仕組み等について説明します。

説明会の名称	開催日時	開催場所	定員
インボイス制度説明会【免税事業者対象】 (消費税の仕組みから知りたい方向け)	令和4年11月9日(水) 14:00～16:00	阿南市商工業振興センター 2階展示ホール	50名
インボイス制度説明会【全事業者対象】 (登録申請相談会あり)	令和4年11月10日(木) 13:30～16:30	(阿南市富岡町今福寺34-4)	50名

インボイス制度等説明会にご参加いただく方へ

- 各説明会については、**事前予約制**としますので、事前に次のお問合せ先まで申込みをお願いします。
- 感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先 阿南税務署 個人課税部門
 TEL 0884-22-0416 (直通)

※ 国税庁インボイス制度特設サイトでは、インボイス制度について解説した(国税庁動画チャンネル)のほか、Q&Aなどを掲載しています。

インボイス制度
 特設サイト



主催 阿南税務署 共催 阿南法人会・阿南間税会・阿南税務署管内青色申告会連合会・阿南商工会議所

木頭地区産業文化祭の中止について

令和3年度の木頭地区産業文化祭につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止することを決定いたしました。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

木頭地区産業文化祭実行委員会

令和5年度 町立認定こども園利用申込の受付が12月5日(月)より始まります

期間内にお申し込みください!

予告

受付期間 令和4年12月5日(月)～12月23日(金)

(期間内に申込がない場合は入園できない可能性があります。)

【町内認定こども園一覧】 (R4.11.1 現在)

施設名	所在地・電話番号	開園時間	受入年齢(入園時)
【鷺敷地区】わじきこども園	和食郷字八幡原1番地 TEL 0884-62-2309	7:15～18:15 ※(土曜)7:30～13:00	満6ヶ月児～5歳児
【相生地区】あいおいこども園	(保育部)延野字王子原89番地1 TEL 0884-62-0595	7:15～18:15 ※(土曜)7:30～13:00	満6ヶ月児～5歳児
	(幼児部)延野字王子原93番地1 TEL 0884-62-2787		
【上那賀地区】ひらだにこども園	大殿字中北14番地 TEL 0884-67-0206	7:45～17:00 ※(土曜)7:45～13:00	満1歳児～5歳児
【木頭地区】きとうこども園	木頭和無田字ヨシノ37番地1 TEL 0884-68-2108	7:30～17:45 ※(土曜)7:30～13:00	満1歳児～5歳児

▶詳しくは12月号の
広報をご確認ください。

ご不明なことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。
【お問い合わせ先】那賀町役場すこやか子育て課
TEL 0884-62-1150

那賀町住民税非課税世帯に対する 給付金(1万円)支給事業について

この度、那賀町ではコロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けた住民税非課税世帯を支援するため給付金(1万円)を支給することといたしました。

□対象世帯

基準日(令和4年9月1日現在)において那賀町に住所を有する、世帯員全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯または那賀町の条例で定めるところにより当該町民税均等割を免除された世帯 ※住民税が課税されている他の親族の扶養を受けていても、支給対象となります。

□給付金額

1世帯当たり 1万円

□申請方法

支給対象となる世帯へは「申請書」を送付いたしますので、内容を確認の上、支給を希望される場合は提出下さい。(同封の返信用封筒で返信または役場窓口へ提出)

□申請期間

令和4年11月1日～令和4年11月30日(当日消印有効)



※令和4年1月2日以降の転入者がいる世帯、住民税未申告の方がいる世帯等へは「申請書」ではなく、「案内通知」を送付致しますので内容を確認の上、支給対象となる場合は直接役場窓口で申請をお願いいたします。(令和4年1月2日以降の転入者がいる世帯は、令和4年1月1日時点でお住まいの市町村が発行する住民税非課税証明書の提出が必要です。)

※電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(5万円)とは別事業となります。こちらの事業につきましては、後日ご案内いたします。

【お問い合わせ先】那賀町役場 保健医療福祉課 TEL 0884-62-1141

【すこやか子育て課・那賀町保健センターからのお知らせ】
11月は「児童虐待防止推進月間」です
虐待されている子どもたちを、
守ることができるのはあなたかもしれません。

児童虐待の現状

令和3年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数は910件でした。虐待による死亡事例は、全国で年間約50件に及び、1週間に1人の子どもが命を落としています。

「しつけ」と「虐待」の違い

「しつけ」とは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え自律に導くことです。保護者は、子どもを一人の人間として感情や価値観を尊重し、暴力以外の方法によってしつけを行わなければなりません。

虐待とは

保護者が子どもに行う行為で、子どもの心や体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為をいい、体に直接危害を加える行為に限らず、子どもに対する不適切な関わり全てを含みます。

保護者がいくら一生懸命で、子どもをかわいいと思っても、「しつけ」のつもりであったとしても、子どもにとって有害な行為であれば虐待です。



身体的虐待
殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外に閉め出す、長時間正座をさせる など

性的虐待
子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト(養育の拒否)
食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やけがをしても病院に連れて行かない など

心理的虐待
言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう(DV) など

気になることがあったら、
「通告」してください。

児童相談所
虐待対応
ダイヤル



通告とは

「気になることを相談すること」です。あなたの判断で「しつけの限度を超えている」「子どもへの関わり方がおかしい」と感じたら迷わず通告してください。誰が通告者かを知られることはありません。通告の結果、虐待ではなかったとしても、通告によって子どもの安全を確認することができます。こども園や学校に通っていない子どもが虐待されているとしたら、それに気づき守ることができるのは、あなたかもしれません。

児童相談所虐待対応ダイヤル 189
お近くの児童相談所につながります。
相談窓口 南部こども女性相談センター Tel: 0884-22-7130
那賀町役場 すこやか子育て課 Tel: 0884-62-1150
那賀町保健センター Tel: 0884-62-3892
24時間365日 通話料無料
オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています。



生後6ヵ月以上4歳以下の方へのコロナワクチン接種について

令和4年10月7日厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会にて承認されました。

対象者	生後6ヵ月～4歳
接種回数	3回 接種可能期間内に3回接種を終えるためには令和5年1月15日までに初回接種を完了しておく必要があります。那賀町では接種をご希望される方の申請フォームを設けております。接種をご希望される方のみ接種券申請フォーム（右記）にて申請ください。後日保健センターより接種券を発送いたします。

接種券申請
フォーム



初回接種がお済でない方へ

1・2回目接種に使用している従来型ワクチンは、年内で、国からの供給を終了する予定です。オミクロン株対応2価ワクチンは、1・2回目接種が完了しないと接種できません。是非この機会にワクチン接種をご検討ください。

年末年始の新型コロナの流行に備えましょう

これまで2年間、年末年始の後に新型コロナは流行しています。流行に備えて、重症化リスクの高い高齢者等のもとより、若い方にもオミクロン株対応2価ワクチンによる接種をおすすめしています。

その他不明な点等ございましたら那賀町保健センターまでご連絡ください。

お問い合わせ先 那賀町保健センター TEL 0884 - 62 - 3892

徳島県新型コロナウイルス対策ポータルサイト

徳島県より発表される最新情報が参照できます。ぜひ、ご活用ください。

○徳島県新型コロナウイルス対策ポータルサイト

(URL) <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/kansensho/5035331/>



オミクロン株 対応ワクチンについて



令和4年9月12日に薬事承認がおりたワクチンです。従来ワクチンの成分とオミクロン株対応ワクチンの成分の両方を含む2価ワクチンとなっています。

対象者	初回接種（2回接種）が完了している12歳以上の方
接種期間	令和4年10月～令和5年3月末
接種間隔	前回接種より3ヵ月（令和4年10月21日に決定されました）
町内で接種する種類	ファイザー ※モデルナ社ワクチンは徳島県の大規模接種等で行っています。
町内接種医療機関	わだ内科 山本医院 日野谷診療所 上那賀病院 木沢診療所 木頭診療所
接種券送付について	令和4年5月末までに接種完了している方へは既に発送済みです。紛失された場合は那賀町保健センターまでお問い合わせください。
予約方法	電話予約 那賀町新型コロナワクチン接種コールセンター (平日/土曜日 9:00～17:00 まで) TEL 0800-200-6631 (フリーダイヤル) TEL 088-679-6122 (IP電話の方はこちら) ネット予約



60歳以上の4回目接種未接種の方／初回接種のみ完了している方

上記の方には既に送付している接種券をお使いいただけますので新しく発送は致しません。

再発行は受け付けておりますので青色のA4封筒または黄色のA4封筒が見当たらない、もしくは紛失された方は二次元コード（右記）またはお電話にて再発行をお申し付けください。

接種券
再発行
フォーム



・キャンセル待ち登録について

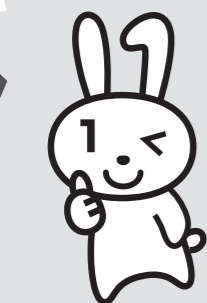
☆キャンセル待ち登録へ御協力ください☆
当日や前日に予約のキャンセルが出た場合に御連絡させていただきます。

キャンセル
待ち登録
フォーム



カードの申請期限が
12月末までに延長されました!!

マイナポイントを受け取るためにはマイナンバー
カードを12月末までに申請する必要があります。



最大

マイナンバーカードで
マイナポイント

第2弾

最新の情報はマイナポイント事業
ホームページをご覧ください!

マイナポイント



20,000円分の
マイナポイントがもらえる!

- *1 マイナポイントの申込み後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物する必要があります。
- *2 マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。
- *3 第1弾マイナポイント申込みをされた方も対象です。新たに申込みをしてください。

マイナポイントを受け取るにはマイナンバーカードを使ってマイナポイントの申込みを行う必要があります。

マイナポイント申込みの対象となる
マイナンバーカードの申込み期限 **令和4年12月末(予定)** カードの申請はお早めに!!

マイナポイントはご自宅からスマートフォン・パソコンから申込みできます。
又はマイナポイント手続きスポットからも申込みできます。

「マイナポイントアプリ」



ダウンロードは
こちらから



- マイナポイントアプリ対応のスマートフォン機種は右記のQRコードからご確認ください。



お近くの
マイナポイント
手続きスポット
を探しましょう!



役場や各支所でも
申込みできますので
お気軽にお問い合わせ
ください。



マイナンバーカードの 出張申請します

平日に役場に来庁できない方も
ぜひこの機会にお立ち寄りください。



日時 令和4年11月20日(日)
10:00~15:00
場所 那賀町地域交流センター
(本庁舎横)

- 申請は5分~10分程度です
- カードの受取は後日ご自宅に郵送又はご都合のよい時に住民課【驚敷】で受取します
- 費用は無料。写真撮影もします

問い合わせ 那賀町役場住民課 (直通)

0884-62-1194

(土日祝は繋がりません)



対象者

- ・那賀町に住民登録のある方
- ・初めてマイナンバーカードを作る方



来られる際に持参いただくもの

- ・QRコード付き申請書 (無い場合は事前に連絡いただくと用意させていただきます)
- ・通知カード (紛失の場合は申請の際に「紛失届」記入いただけます)
- ・本人確認書類 A+Bの2点もしくはA2点

A 書類がない方は事前に連絡をしてください。

- (A: 公的機関の発行した写真付き 例 免許証・パスポート・障がい者手帳等)
- (B: 公的機関の発行した写真なし 例 健康保険証・介護保険証・年金手帳・はぐくみ受給者証・学生証・通帳等)



平日も役場 (住民課)・各支所へ来庁できる
方はいつでも申請のお手伝いをしています。
お気軽にお立ち寄りください。

圓明山 萬福寺



enmeizan.com

シリーズ 国指定文化財

登録有形文化財

指定日：平成17年2月26日
所在地：那賀町延野字寺前20番地

圓明山 萬福寺 は、本尊「薬師如来」(寄木造り坐像室町時代の作風) 文治三年(1186年)開創とも伝えられており、永禄四年(1561年)秀信僧侶によって現地に移された。本堂のほか、鎮守堂、鐘楼、蔵ともに貴重な歴史的建造物として登録有形文化財に指定されている。



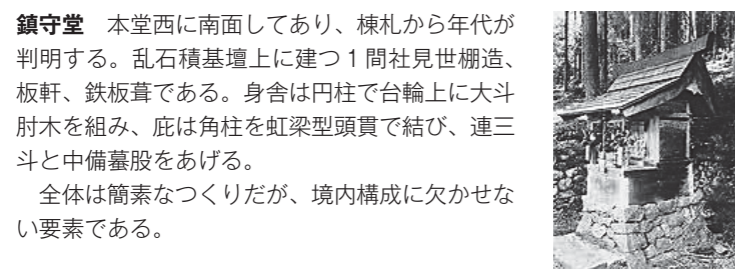
本堂 東西に長い境内に南面して建ち、東の庫裏との間に玄関を設ける。
方丈形式の6間取平面で、南と西に広縁を設け、柱は角柱、側廻りは舟肘木とする。屋根は寄棟造、もと茅葺で、4周に本瓦葺の下屋を廻す。いわゆる四方蓋民家風の外観に地域性が現れている。



鐘楼 本堂西南にある。方1間の吹放し鐘楼で、二軒繁垂木、入母屋造、本瓦葺である。軸部は角柱を内転びに建て、腰貫・内法貫・頭貫・台輪で結び、三斗を組み、中備墓股を配する。墓股や木鼻は独特な形状で地方色があるが、絵様細部は18世紀中期の特徴を見せる。



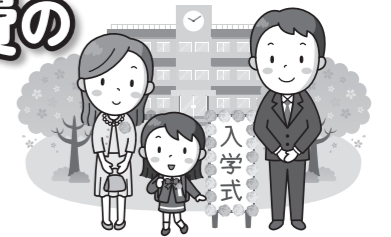
蔵 境内東方にあり、構造手法から江戸末期と推定される。土蔵造2階建、南北棟の切妻造、棧瓦葺の置屋根式とし、西面に庇付の戸口を設ける。
外壁は丁寧な漆喰塗で、腰を押縁下見板張とし、頂部には蛇腹を廻し、妻面の坪みには珍しい松の鱗を付けた懸魚を飾る。



鎮守堂 本堂西に南面してあり、棟札から年代が判明する。乱石積基壇上に建つ1間社見世棚造、板軒、鉄板葺である。身舎は円柱で台輪上に大斗肘木を組み、庇は角柱を虹梁型頭貫で結び、連三斗と中備墓股をあげる。
全体は簡素な作りだが、境内構成に欠かせない要素である。

令和5年度 小中学校新1年生の保護者の皆様

就学援助費新入学学用品費の前倒し支給のお知らせ



就学援助とは

お子さんが義務教育時に、経済的な理由からお困りのご家庭に対して、小・中学校で必要な費用の一部を援助する制度です。申請後、教育委員会で認定された方に支給されます。
認定された方には、**新入学児童生徒学用品費**を援助します。
それ以外の援助項目については新年度が始まってから再度、申請していただくことになっています。

援助を受けることができる人

- 以下の条件にすべて該当する方が対象になります。
- 申請日現在、那賀町に居住している世帯
- 令和5年4月に那賀町内の小学校または中学校に入学予定のお子様がいる世帯
- 町民税等の非課税または減免の扱いを受けた世帯または、生活状態が著しく困難になった等、特別の事情が認められる方

所得税若しくは町民税の確定申告を必ず行なってください。(生活保護世帯を除く。)
申告をされていない方は、援助することができません。

※町内の園・小学校に在籍していないご家庭については直接教育委員会までご連絡ください。

申込方法・受付期間

- 受給申請書：申請書及び同意書にご記入し、通園・通学されている園又は小学校へご提出ください。申請用紙は、各こども園・小学校・教育委員会・教育委員会分室にあります。

受付期間 令和4年11月14日(月)から12月15日(木)

注意事項

- 今回の新入学学用品費の支給を受けた場合でも、「令和5年度就学援助制度」をご希望の方は、入学後に別途申請する必要があります。
- 今回の新入学学用品費の支給を受けた方は、「令和5年度就学援助制度」の「新入学学用品費」は支給対象になりません。1回限りの支給です。
- 生活保護を受けているご家庭は申請の必要はありませんが、教育委員会までご連絡ください。
- 虚偽又は不正の申請をしたときは認定が取消しとなり、援助費の返還をしていただくこととなりますので、ご注意ください。



お問い合わせ先 那賀町教育委員会 TEL 0884-62-1106

那賀交番からのお知らせ

令和4年11月

交通安全ポスター

今年も力作が揃いました!!



阿波の道
丹生谷
待じ屋

那賀町内各小学校の皆さん
丹生谷交通安全協会
那賀町内各地域の安全を守る会
阿南警察署

今年も那賀町内の小学生の皆さんが、交通安全を願い、ポスターを作成してくれました。那賀町内の様々なところに掲示しています。交通事故のない那賀町を作りましょう!!

職場体験

相生中学校の生徒さん2名が、那賀交番に職場体験に訪れました。

二人は警察業務の基本である、「巡回連絡」「不審者に対する職務質問」「防犯キャンペーン」「鑑識体験」等を実際に体感し、二人は、「貴重な体験ができました。楽しかった。」と話していました。

将来一緒に徳島の治安を守れる日が来ればと思います。



巡回連絡



職務質問



防犯キャンペーン



鑑識体験

那賀川 防災情報コーナー Vol.135

皆さんこんにちは、国土交通省那賀川河川事務所です。今回は、『那賀川源流コンサート』についてお知らせいたします。

那賀川流域住民による活動団体『那賀川アフターフォーラム』では、那賀川流域の上下流交流や連携推進による地域振興を目指して「那賀川源流コンサート」を実施しています。

那賀川河川事務所では「ゆきかう那賀川推進会議」を通じて「那賀川源流コンサート」を支援しており、今年で13回目を迎えることとなりました。

3年ぶりの開催となる今年は道の駅「鷺の里」南側河川敷にて開催いたします！秋の景色を堪能しながら心地のいい音楽を体験してみませんか？



2006.10.29 第1回



2019.11.24 第12回

第12回 那賀川源流コンサート 2019.11.24



開催日時：令和4年11月20日(日) 10時～12時
入場無料
開催場所：道の駅「鷺の里」南側河川敷
(徳島県那賀町和食郷野田 89)
バス送迎：横見橋北側阿南市役所公用車駐車場より無料で送迎いたします。
(申込必要)
問い合わせ先：那賀川河川事務所調査課
TEL 0884-22-6562

- 本コーナーに関するご意見は、下記までメール又はお葉書をお願いします。
那賀川河川事務所 調査課 〒774-0011 阿南市領家町室ノ内390 E-mail skr-nakaga60@mlit.go.jp
- 那賀川河川事務所ホームページ (<http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/>) にて、源流コンサートに関する情報を掲載しておりますので、ご確認ください。

全国一斉! 「女性の人権ホットライン」強化週間

徳島地方法務局と徳島県人権擁護委員連合会では、女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るため、下記のとおり電話相談の強化週間を実施します。期間中は相談時間を延長するとともに、土・日曜日及び祝日も相談をお受けします。

- 実施期間 令和4年11月18日(金)～同月24日(木)までの7日間
- 時間 午前8時30分～午後7時まで
ただし、土曜日・日曜日は午前10時～午後5時まで
※強化週間以外の日は平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- 開設場所 徳島地方法務局人権擁護課(土・日は高松法務局人権擁護部)
- 電話番号 0570 (070) 810 (全国共通ナビダイヤル)
※一部のIP電話からは御利用できない場合があります。
- 取扱内容 ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーーカー、離婚問題、暮らしの悩みごとなど女性をめぐる人権問題
- その他 相談は無料、秘密は厳守します。





川口エネ・ミュージー便り

今年の紅葉の見頃はいつかな、と考えるのも秋の楽しみのひとつです。今月の工作教室は、那賀町で集めた秋の葉っぱを使ったポストカードです。季節のお便りを出してみませんか？



■ 工作教室「紅葉ポストカード」

秋の葉っぱでポストカードを作ろう。
開催日：2022年11月3日(木・祝)～
27日(日)の土日祝

時間：9：30～16：30
材料費：50円
※事前申込不要



■ 特別展示「ひつつきむし迷路」

ひつつきむし(オナモミ)の構造を利用したミニ迷路。さおの先に付けたひつつきむしを無事ゴールまで動かせるかな？

開催日：2022年11月19日(土)～30日(水)
※毎週月曜日の休館日を除く
時間：9：30～16：30
※事前申込不要

参加料：無料

■ 【要事前申込】 工作教室「スノードーム」

今年は水のないスノードーム。サラサラの雪とツリーのデコレーションを楽しもう！

開催日：2022年12月10日(土)、11日(日)
時間：13：00～14：00
材料費：500円

定員：各日8組(1組5名以下)
※申込多数の場合は抽選
申込締切：12月3日(土)
会場：那賀町林業ビジネスセンター

お問い合わせは… **川口ダム自然エネルギーミュージアム**

休館日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日) TEL 0884-62-2209 (FAX兼用)
開館時間 9：30～16：30 URL <https://www.kre-museum.jp/>

入館料
無料

町内業者請負状況 (建設工事)

那賀町が実施している事業について、今回の入札では以下の請負業者に決まりました。詳細については役場本庁舎にて閲覧することができます。(お問い合わせ先) 会計課・検査室 TEL 0884-62-1120

契約日	工事名	工事場所	請負金額(円)	請負業者名
R4.10.11	令和4年度 県単土地改良事業横石大用水路改良工事	横石	20,625,000	(有) 四宮工業
10.17	令和4年度 町単独中山地区造成工事	中山	38,720,000	(株) 広瀬組
10.11	令和4年度 町単独わじきこども園改修工事	和食郷	14,740,000	八田建設(株)
10.7	令和3年度(繰) 那賀町公共的空間安全・安心確保事業 役場本庁舎トイレ改修工事	和食郷	4,543,000	八田建設(株)
10.6	令和4年度 公共的空間安全・安心確保事業 相生庁舎トイレ改修工事	延野	1,650,000	竜田建設(有)
10.6	令和4年度 町単独雄公民館改修工事	雄	8,855,000	(株) 東和
10.6	令和4年度 町単独もみじ川温泉 大浴場ガラスフィルム張替え工事	大久保	1,474,000	(有) 四宮工業
10.7	令和4年度 空き家対策総合支援事業 那賀町桜谷シェアハウス改修工事	桜谷	4,785,000	(有) 岩崎建設
10.11	令和4年度 県単治山事業治山工事谷内地区	谷内	5,115,000	(有) 谷崎組

火災救助
救急は119番

通報は、おちついて
ゆっくりはっきりと

那賀町消防署だより

那賀町消防署 TEL 0884-62-1119
那賀町消防署上流出張所 TEL 0884-67-0625



住宅用火災警報器が 設置義務化 されていることを ご存じですか？



どうして住宅用火災警報器の設置が義務化されたの？

住宅火災による死者の原因の約6割が「逃げ遅れ」によるもので、死者の約6割が65歳以上の高齢者であり、更なる増加が懸念されています。このような状況を踏まえ、平成16年に消防法が改正され、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

住宅用火災警報器とはどんなもの？

- 住宅用火災警報器とは、火災により発生する煙や熱を自動的に感知して、警報音や音声で火災の発生を早期に知らせるものです。
- 天井、壁にネジや引っ掛けフックなどで簡単に取り付けることができます。

住宅用火災警報器を購入するには？

- 家電販売店、ホームセンターなどで販売されています。
- 平成31年4月1日からは検定に合格している製品のみ販売が許可されています。※悪質な訪問販売等にご注意を！

購入の際には、この「検定合格証票」を目安にしてください。



住宅用火災警報器はどこに設置するの？

すべての住宅(戸建、店舗併用及び共同住宅など)の寝室・階段に住宅用火災警報器の設置が必要です。※不明な点は消防署までお問い合わせください。

住宅用火災警報器は10年を目安に交換しましょう！

住宅用火災警報器は、古くなると電子部分の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなることがあるため、設置から10年を目安に交換しましょう。

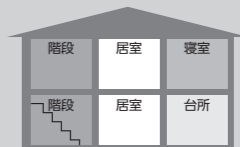


消防クイズ

住宅用火災警報器の設置場所で正しいのはどれでしょう？
ひとつ選びましょう！

- ①…階段と寝室 ②…階段と居室 ③…台所と居室

文面を読み返して考えましょう！答えは広報なか12月号で発表します。



11月9日から15日までの7日間

秋の
火災予防運動



先月号の答えは、③で、各緊急ダイヤルは、災害伝言は171、海上保安庁は118、警察は110、消防は119でした。

全ての住宅に設置が義務付けられています。家族を守る 住宅用火災警報器

木頭支所 平川さやか



こんにちは、地域おこし協力隊・木頭地区の平川です。2年目前半の活動は、WoodHead さんとの商品開発がメインになりました。特にウッドスピーカーの制作、販売開始は去年からずっと考えていたので、形になり嬉しく思っています。

このウッドスピーカーはレーザー機器を利用しているのが特徴で、人の手では難しい作業も簡単にでき、同じものを量産することも可能です。作業の引継ぎも比較的簡単で、オペレーターが私でなくても制作することができます。「私の任期後にも引き継げるもの」ができたことは私にとって大きな意味になりました。

町民の皆さまからも問い合わせやいいね!のお言葉をよく頂戴するのですが、それが本当に嬉しく励みになっております。私の任期は折り返し地点となりましたが、まだまだ頑張りますので今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

相生森林美術館だより

館蔵品展 日本の木版画 -浮世絵から現代-

開催中～11月27日(日)まで

休館日：毎週月曜日（祝日の場合翌日）
入館料：一般（高校生以上）330円、中学生以下無料

歌麿や広重が活躍した江戸時代の浮世絵版画から明治・大正・昭和、そして現在までの日本の木版画の歩みを、当館収蔵の選りすぐりの作品約80点でご紹介します。

■当館学芸員による
展示解説
11月20日(日)
午後2時～2時30分



平木美鶴「KISS」1994年

■木版画実技講座「年賀状を作ろう」

日時：11月23日(水・祝) 午前10時～午後4時

講師：平木 美鶴氏

(日本版画協会会員・徳島大学教授)

内容：木版による年賀状の制作講座

募集要項：15名（小学校4年生以上可・先着順）

参加費：1名につき500円

申し込み方法：11月18日(金)までに美術館（62-1117）まで電話にて申し込みください。

受講生募集!

要申込

■講座のお知らせ 古文書講座

11月13日(日) 午後1時30分～3時30分

■休館日のお知らせ 展示替えのため11月29日(火)～

12月2日(金)を臨時休館日とさせていただきます。

■新型コロナウイルスの状況によって展覧会期、各種行事を中止または延期することがあります。最新の情報はホームページ等でご確認下さい。

※お問い合わせ・講座のお申し込みは… 相生森林美術館（TEL 0884-62-1117）まで

協力隊丹生尚通信

鶯敷地区 藤園（吉田）洋



2019年4月から、地域おこし協力隊に就任しました藤園（旧姓・吉田）洋と申します。私の今年度の活動は、1) ニホンジカの捕獲、2) 捕獲されたシカの有効活用、3) 追払いによるサル被害の軽減、4) 獣害対策の調査・研究です。1) につきましては、2022年8月末現在、箱罠7台でニホンジカのオス22個体、メス39個体、不明1個体の計62個体を捕獲しました。3) につきましては、モンキードッグを1頭育成し、サル群れの位置をリアルタイムで知るべく、発信器を装着するオトナメスの捕獲を試みています。4) につきましては、3つの学会において、計6本の鳥獣害対策の発表をしました。今後も、獣害対策を推進するための活動を続けていきたいと考えています。

鶯敷地区 中村 実優



①農業を知る

農家さんや畑仕事をされている方々のご協力のもと、体験やお話をさせていただきました。農仕事を学び、皆さんの雰囲気や想いを感じ、勉強になることばかりでした。

②町を巡り、インスタグラムで魅力発信

那賀町を知ることからのスタート！お店やスポット、町の方々のもとへ伺い、その魅力を課のインスタグラムで発信していきました。

地域商社の方々との連携、木沢のヨーロッパ利用も少しずつ始めております。皆さまのご厚意に感謝でございます。

相生支所 大西 雄三



4月より地域おこし協力隊ドローン担当で就任しました大西雄三です。着任してからドローンの飛行に関する法律が6月20日から変わったことや、ドローンに触れたことがないという方が多かったため那賀町社会福祉協議会のサロンを母体としてドローン体験会を開かせて頂きました。

参加者の方で「操縦するのは無理」と仰っていた方もいつの間にか夢中で飛ばされている姿が印象的でした。「飛ばせた」という小さな成功体験を感じてもらえたと思います。

4月に開催してからご好評を頂いたので月に一度の頻度で和食、相生、西宇、桜谷で体験会を開きました。

ドローンは単なる機械ですが、物流や点検などの業務的な利用から撮影やレースなど幅広い分野で活用が期待されています。さらに深く知るほどプログラミングなど教育分野でも活用できるツールだと考えています。

今後は定期的な体験会を継続するとともに常設でドローンに触れることのできる活動拠点を整備していきたいと考えています。

また、地域でドローンを活用したいとのご相談がありましたらいつでも承りますので気軽にお声がけください。よろしくお願いいたします。



那賀町総合型地域スポーツクラブ 令和4年度会員募集中

那賀よしクラブ

那賀よしクラブでは、令和4年度の会員を募集しています。
会員になると、クラブで実施している各教室やイベントに会員料金で参加していただけます。
また、会員が集まってB&G体育館を使用する時は施設使用料が無料になります。

年会費：1,200円+スポーツ安全保険料(中学生以下800円、高校生以上1,850円、65歳以上1,200円)

【新型コロナウイルス感染拡大防止対策として】

- ・家を出る前に検温していただき、平熱を超える発熱がある場合や体調がすぐれない場合は参加を控えてください。
- ・運動時以外はマスクを着用し、咳エチケットをお守りください。
- ・各自でタオルやハンカチをご持参いただき、入室前後には手洗いや手指消毒をお願いします。
- ・換気のため、ドアや窓を開けての実施となります。ご了承ください。
- ・他の参加者との間隔を広く取り、会話はできるだけ最小限にしてください。

11・12月のスポーツ教室

全教室初回無料体験実施中!

場所：鷲敷 B&G 海洋センター体育館

教室名	開催時間	教室名	開催時間
こども体操教室 (毎週火曜日) (第1・3週は小学校低学年 第2・4週は幼児です)	午後6時15分 ～7時15分	キッズダンス教室 (毎月第1・3土曜日)	第1土曜 午後6時～7時(小学2年生以下) 午後7時～8時(小学3年生以上) 第3土曜 午後7時～8時(全年齢対象)
歪み改善!ポールほぐし (毎月第1・3火曜日)	午前10時～11時	体幹バランス★ポール&ヨガ (毎月第1・3火曜日)	午後7時30分～8時30分
ココロとカラダ、すっきりヨガ (毎週木曜日)	午前10時～11時 ※12月29日は休み	オヤスミまへのリラックスヨガ (毎週木曜日)	午後7時30分～8時30分 ※12月22日はキャンドルヨガ ※12月29日は休み
気軽に運動教室《ナカスポ》 (毎月第1・3火曜日、毎週木曜日)	午前10時～11時 ※12月29日は休み	エアロピクス (毎月第2・4土曜日)	午後8時～9時

※参加料等、詳しい内容はクラブ事務局にあるパンフレットをご覧ください。事務局までお問い合わせください。

【申込み・問い合わせ】那賀よしクラブ事務局(那賀町鷲敷 B&G 体育館内)
TEL 0884-62-1300 FAX 0884-62-1573

第33回 那賀町グラウンド・ゴルフ大会成績

令和4年10月2日(日)開催 於 那賀町豊饒の杜グラウンド
参加者数 144名(申込者数)

順位	所属	氏名	合計打数	ホールインワン数	2打数
第1位	大宮クラブ	福田 進	51打	1	17
第2位	木頭GG協会	松本 正直	53打	2	10
第3位	日野谷クラブ	谷崎 正助	55打	2	9

那賀町地域子育て支援センターからのお知らせ

開所日：月曜日～金曜日(9:00～17:00) TEL 0884-64-1220

2022年11月21日～12月20日までのプログラム(予定)

にち	げつようび	かようび	すいようび	もくようび	きんようび	ど
	11/21 自由に遊ぼう 	22 自由に遊ぼう 	23 勤労感謝の日	24 11月生まれのお友だちお誕生日おめでとう♪	25 パネルシアターをたのしもう♪	26
27	28 自由に遊ぼう 	29 木育広場であそぼう♪ 10:30～12:00	30 自由に遊ぼう 	12/1 自由に遊ぼう 	2 リトミックをたのしもう♪	3
4	5 英語であそぼう 10:30～	6 自由に遊ぼう 	7 自由に遊ぼう 	8 クリスマスの製作(申し込みを してください)	9 ベビーヨガ& キッズヨガ 10:30～	10
11	12 自由に遊ぼう 	13 新聞紙で遊ぼう♪	14 絵本の読み聞かせ(お話玉手箱さん) 10:30～	15 自由に遊ぼう 	16 自由に遊ぼう 	17
18	19 自由に遊ぼう 	20 タオルで遊ぼう♪	土曜日開放のお知らせ 月1回程度、不定期に土曜日開放を実施します。日時等詳しくは、当センターへお問い合わせ下さい。		★2022年9月 利用者数 134名	

11月生まれのお友だちお誕生日おめでとう♪ 11月がお誕生日のお友だちはプレゼントの準備をします。11月14日(月)までに当センターまでお知らせ下さい。待っています♪

リトミックをたのしもう♪ 12月2日(金)にリトミックを予定しています。親子で楽しい時間をすごしませんか。遊びに来てくださいね。

クリスマスの製作 12月8日(休)は林業振興課の職員が来てくれて、クリスマスの製作をします。申し込みをしてください。※希望者が多数の場合は人数を制限させていただきますのでご了承ください。

タオルで遊ぼう♪ 12月20日(火)はタオルで遊びます。フェイスタオルを1枚持ってきてください。

プログラムが変更・中止になる場合もあります。ご理解とご協力をお願いいたします。(プログラムは午前中に行っています。)不明な点がありましたら那賀町地域子育て支援センターまでお問い合わせください。

各こども園の子育て支援日について

- ★あいおいこども園 (火・木曜日の9:00～12:00)
- ★ひらだにこども園 (木曜日の9:00～12:00)
- ★きとうこども園 (水曜日の9:00～12:00)
- ★出張ひろば(旧桜谷保育園) (水曜日の9:00～12:00)

※出張ひろばのみ前週の金曜日までに予約をして下さい。
予約は那賀町地域子育て支援センター
TEL 0884-64-1220

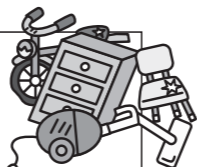


上那賀地区のみなさんへ

12月の大型ゴミの受付は11月末までです!

上那賀地区の大型ゴミ収集は12月ですが、受付は収集月の前月中までです。
※各地区の収集日はゴミ収集カレンダーでご確認ください。

受付期日までに役場窓口でシール券をご購入ください。
・大型ゴミの品目によってシール券の金額は異なります(詳しくは窓口または環境課へおたずねください)。
・1回の回収で1世帯につき10個まで大型ゴミが出せます。
・直接のお持ち込みについては那賀町クリーンセンター(Tel 0884-64-0754 IP 050-8800-2037)へご連絡ください。
【問い合わせ先】 那賀町役場環境課 Tel 0884-62-1192



木材市況

《相生共販所》
(令和4年10月19日開催)
第654回市

●売上数量
1,878㎡
(511,285才)

樹種	長さ	径級	平均単価	樹種	長さ	径級	平均単価
杉	3m	~11	200円/本	桧	3m	~11	200円/本
		12~13	7,000円/㎡			12~13	7,000円/㎡
		14~16	12,000円/㎡			14~16	18,000円/㎡
		18~22	13,500円/㎡			18~22	18,000円/㎡
	4m	~8	300円/本		4m	~8	300円/本
		9~13	9,500円/㎡			9~13	10,000円/㎡
		14~16	13,500円/㎡			14~16	20,000円/㎡
		18~32	17,000円/㎡			18~22	20,000円/㎡

11月の行政相談開設日

開催日時	相談所	相談委員
11月16日(水) 10時 ~12時	那賀町地域交流センター	西田 整 委員
11月22日(火) 10時 ~12時	相生老人福祉センター	中田 昌一 委員
11月18日(金) 13時半~15時半	上 那 賀 支 所	新居 貢 委員

※新型コロナの影響により相談所を中止する場合があります。
中止の場合はケーブルテレビにて周知いたします。

11月の人権相談

相談は無料で秘密は固く守られます。
お気軽に人権擁護委員会にご相談ください。
相 談 日 11月25日(金) 10:00~12:00
相 談 場 所 地域交流センター
相談を希望される方は前日までに住民課 (TEL 0884-62-1194) までご連絡ください。



木頭図書館だより

新着本を紹介します

※一部だけご紹介します。

■ 児童書

へいわとせんそう たにかわしゅんたろう
調べる学習百科 鳥獣戯画を読みとく 五味 文彦
賢治童話ビジュアル事典 中地 文
学研の図鑑 LIVE 昆虫 (新版) 丸山 宗利

■ 一般書

スマホになじんでおりません 群 ようこ
凍る草原に鐘は鳴る 天城 光琴
老後とピアノ 稲垣えみ子
君が異端だった頃 島田 雅彦
風刺画が描いた JAPAN - 世界が見た近代日本 若林 悠

【ロビー展示のお知らせ】

■ 「子どもたちの作品展」 11月12日(土)~11月26日(土)

きとうこどもえん、木頭学園の子どもたちが日ごろの学習や活動のなかで一生懸命に作った作品を展示します。 場所：木頭文化会館ロビー *図書館の開館日時にあわせてお越しください。

■ 「森のひろば」 11月19日(土) 10:00~14:00

子どもたちの作品展にあわせて、小さなフリーマーケット、みんなで楽しく踊る体操教室*、屋外には子どもたちに人気のトラックなど(トラックは雨天中止)もやってきます。お気軽に遊びにきてください。*体操教室開催時間 どなたでもご参加ください。
11:00~11:30 パブリカ、ツバメダンスなど 13:00~13:30 365歩のマーチ、恋のパカンスなど

【くままつり開催!】 12月10日(土) 場所：木頭文化会館

昨年に引き続き、四国のツキノワグマに関する啓発イベントとして「くままつり」を開催します。子どもたちも楽しめる出店や、シンポジウムでは㈱モンベル創業者辰野勇さんの基調講演などを予定しています。詳細は追ってお知らせいたします。



図書館熊のくまじろう

驚敷図書室 新着本

■ 児童書

ねずみさんのパンツ tupera tupera
SDGsでかんがえよう 地球のごみ問題 全3巻
井田 仁康 監修

■ 一般書

風を彩る怪物 逸木 裕
わたしたち 落合 恵子
その本は 又吉直樹・ヨシタケシンスケ

■ 木頭図書館

TEL 0884-68-2226
IP 050-8800-6011
FAX 0884-68-2566

【休館日】日曜・祝日・第3月曜日
【開館時間】10:30~18:00(土曜は17:00まで)
※1人10冊まで。貸出期間は2週間です。

■ 驚敷図書室

TEL・FAX 0884-63-0117
IP (驚敷地区のみ) 63-0117

【休室日】月曜・火曜
【開室時間】9:00~12:00、13:00~16:00
※木頭図書館の本も貸出できます。

令和4年10月5日発行「広報なか10月号」の中に誤りがございました。この場をお借りしてお詫びしますとともに次の通り訂正させていただきます。


第53回全国中学校ソフトテニス大会(女子個人)

(誤) 全国大会2回戦進出/四国大会ベスト8 → (正) 全国大会2回戦進出/四国大会ベスト4



短歌(流域)

川柳(あいおい川柳会)

雑草も青空目ざし背伸びする 西村 マサエ
世界は広いよでせまいその話 大石 スミ子
料金を払うコンビニ老戸惑う 岡 ミヤノ
積もる話デンワ持つ手も右左 森 井 ユリ子
「ついで」だと言う優しさに絆される 大 建 桜 子
昔々の「おはなし」しよかばあちゃんの シヤボン玉飛ばしたはなし 亀 島 梨花女
初鳴きか十回鳴きて法師ゼミ 西 浦 和 代
はたと止みたり盆十四日 原 田 俊 江
身仕度はすでに整え草叢に 朝露纏いて羽化せし蜻蛉 吉 田 文 恵
庭先に蟬穴ひとつ現れて 小さな生命の窓のぞき込む



奥田 喜代子 様
(那賀町和食)
大正 11 年
10 月 14 日 生まれ

奥田さんのご長寿を記念して現在入所中の施設において、県知事及び那賀町長のお祝い状と記念品の贈呈が行われました。奥田さんは、このおめでたい日と共に祝いするために駆けつけたご親族や、集まった皆さんからお祝いの言葉を穏やかな表情で聞かれ、大変喜んでおられました。これからもお元気で長生きしてください。

妊娠届の受付と母子手帳の交付は、 保健センターで行っています。

お電話もしくはインターネットからご予約ください。
(注意) 役場・各支所では受付・交付できません。
妊娠から子育てのご相談については、「那賀町子育て世代包括支援センター(保健センター内)」へお気軽にお問い合わせください。

妊娠届予約はこちら



【予約・お問い合わせ先】
那賀町子育て世代包括支援センター(保健センター内)
(TEL) 0884 - 62 - 3892
(所在地) 那賀町大久保字大西3-2

那賀町子育てネット



那賀町の子育ての情報は「那賀町子育てネット」で検索～妊娠・出産・子育て～

上那賀中学校甲冑移設のお知らせ

平成二十年度に岡川健様より寄贈された鎧兜が、この度鷺敷小学校に移設されました。伝承甲冑師の第一人者が古来の技法で作り上げたものを復元したもので、日本の伝統美豊かな本格的な鎧となっております。
鷺敷小学校にお立ち寄りの際は、ぜひご覧ください。



【南阿波定住自立圏共生ビジョン】女性支援パートナーシップ事業

女性のための生き方なんでも相談

プロの女性カウンセラー


(徳島市在住)による相談です

秘密は
厳守
いたします

相談日

第1・第3・第5火曜日	午後1時から午後5時まで
第2・第4火曜日	午後1時から午後4時まで
第2・第4金曜日	午後1時から午後4時まで

場所 阿南市役所5階 相談室 TEL 0884-22-0361



【オンライン相談】

第3土曜日
午後1時から午後3時まで

相談時間は1回50分です。相談料は無料です。面接相談・電話相談ともに予約が必要です。